

第 6 章

日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内にある特別防災区域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。また、この計画に定めのない事項は、災害の状況に応じ、宮城県地域防災計画及び関係市町地域防災計画等の関連事項を準用するなど、緊密な連携のもとに円滑な運用を図るものとする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

特別防災区域に係る地震防災に関し、防災関係機関及び特定事業者等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 総則 第5節 処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第3節 防災本部における現地防災本部の設置等

防災本部は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断したときは、宮城県地域防災計画に定める災害対策本部等と連携を密にして、防災体制の確立を図るものとする。また、災害の状況等により、「第4章 災害応急対策計画 第4節 現地防災本部の設置及び運営に関する計画」に定める現地防災本部を設置するものとし、所在する市町が設置する災害対策本部と緊密な連絡、調整を行うものとする。

第4節 地震発生時の応急対策等

1. 情報の収集・伝達及び広報

地震発生時、防災本部は、早期に被害の概要を把握するために、その情報収集に努めるものとする。情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報収集・伝達及び広報については、「第4章 災害応急対策計画 第1節 通信情報計画」の定めにより行うものとする。

2. 応急対策

防災関係機関及び特定事業所等は、地震等による災害が発生した場合は、「第4章 災害応急対策計画 第6節 自然災害応急対策計画」に示す措置を講じるものとする。

第5節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 津波からの防護

堤防又は水門等の管理者は、「第3章 災害予防計画 第2節 自然災害予防計画」又は「第4章 災害応急対策計画 第6節 自然災害応急対策計画」の定めにより津波による被害を防止・軽減するための各種整備等を行うものとする。

2. 津波に関する情報の伝達等

防災関係機関及び特定事業者等は、「第4章 災害応急対策計画 第1節 通信情報計画 4. 気象等予報・警報の伝達」の定めにより、確実に情報を伝達するものとする。

3. 避難対策等

特定事業者等は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画等の定めるところにより、従業員等を安全に避難場所に誘導するもののほか、隣接地域住民を含めた避難措置については、「第4章 災害応急対策計画 第7節 避難計画」の定めにより行うものとする。

4. 迅速な救助

防災関係機関は、「第4章 災害応急対策計画 第6節 自然災害応急対策計画」の定めにより、救助活動に努めるものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

防災関係機関及び特定事業者等は、「第3章 災害予防計画 第7節 防災施設，設備及び資機材等整備計画，第8節 緑地等の整備に関する計画」の定めにより、整備に努める。

第7節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1. 資機材，人員等の配備手配

防災関係機関及び特定事業者等は、「第4章 災害応急対策計画 第9節 応援要請計画」の定めにより円滑な応急対策の実施を図るものとする。

2. 自衛隊の災害派遣

防災関係機関は、「第4章 災害応急対策計画 第10節 自衛隊の災害派遣に関する計画」の定めにより連携を図るものとする。

第8節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき

防災対応に関する事項

1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達

北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達に係る関係者の連絡体制を確保する措置を講ずる。

2. 災害応急対策をとるべき期間等

防災関係機関は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

3. 防災関係機関のとるべき措置

防災関係機関は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合において、他の防災関係機関と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

第9節 防災訓練に関する事項

防災関係機関及び特定事業者等は、特別防災区域内の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した総合的かつ実践的な防災訓練については、「第3章 災害予防計画 第5節 防災教育及び訓練に関する計画 2. 防災訓練」の定めにより実施するものとする。

なお、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練の実施についても配慮する。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1. 地震・津波対策に関する教育内容

地震に備え、「第3章 災害予防計画 第5節 防災教育及び訓練に関する計画 1. 防災教育」の内容に次の事項を加えて従業員教育等を行う。

- (1) 地震・津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 広報に関する事項

- (1) 地震・津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火、漏洩等の災害発生の防止、近隣の事業所と協力して行う救助活動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関等が講じる地震防災応急対策等の内容
- (7) 各特別防災区域における津波による浸水予測に関する知識
- (8) 各特別防災区域に係る災害からの避難場所及び避難経路に関する知識